

平成 27 年 5 月 29 日
国 税 庁

「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）
（競馬の馬券の払戻金に係る所得区分）に対する意見公募の結果について

「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）については、平成 27 年 3 月 25 日から同年 4 月 24 日までホームページ等を通じて意見公募を行ったところ、120 通の御意見をいただきました。御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の提出状況

○ 郵便等によるもの	3	通
○ FAXによるもの	1	通
○ インターネットによるもの	116	通
合 計	120	通

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

（注）御意見については、財務省地下 1 階（東京都千代田区霞が関 3-1-1）の閲覧窓口において閲覧することができます。

3 今後の予定

平成 27 年 5 月 29 日に改正通達を公表する予定です。

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
最高裁判決の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件改正後 34-1 (2) (注) 2 は、同 (注) 1 に当たる場合以外は、一時所得に当たるとしている。しかし、本件の最高裁の判例は、これ以外の場合は、全て一時所得に当たると判示したものではないのではないか。 ・ 今回の通達改正の内容は、裁判で負けたのとほとんど同じ事例以外は全て一時所得にするとやっているようにしか見えない。 ・ 最高裁判決では、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」という規範を定立して、この規範に基づき適切な課税を行うことを国に求めているにもかかわらず、今回の通達改正案では全くその点が考慮されていない。 ・ 今回の通達改正案は、最高裁の判決によるものであるが、現在、競馬の馬券の払戻金の課税に関する訴訟が複数提起されており、(注) 1 の条件のみが雑所得であると限定的に改正するのは早すぎるのではないか。判決に沿った弾力性のある内容にすべきである。 ・ (注) 2 において「上記 (注) 1 以外の場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、一時所得に該当することに留意する。」とあることを考えると (注) 1 と同様の事例にのみ雑所得、それ以外は一時所得になると解釈され、要件が限定され過ぎているだけでなく、最高裁判決の趣旨が全く反映されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の最高裁判決においては、「所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」とした上で、「被告人が馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たるとした原判断は正当である。」と判示しています。 ・ 今回の通達改正案は、最高裁判決を踏まえ、競馬の馬券の払戻金に係る所得であっても、営利を目的とする継続的行為から生じたものについては、一時所得に該当しないことを明らかにするとともに、本件判決と同様の馬券購入行為の態様や規模等により得られた馬券の払戻金については、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当することを明らかにしたものであり、最高裁判決の内容に沿ったものと考えます。
他の公営競技の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通達案 (2) の本書の括弧書は、競馬及び競輪の両方にかかるものであるが、注書は、競馬しか記載されていない。 ・ 改正案に、「上記 (注) 1 は、車券を自動的に購入するソフトウェアを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の車券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり車券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の車券の購入が一体の経済活動の実態を有することが客観的に明らかである場合の競輪の車券の払戻金に係る所得についても適用される。」を追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の通達改正案は、最高裁判決を踏まえ、競馬の馬券の払戻金に係る所得であっても、営利を目的とする継続的行為から生じたものについては、一時所得に該当しないことを明らかにするとともに、本件判決と同様の馬券購入行為の態様や規模等により得られた馬券の払戻金については、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当することを明らかにしたものです。 ・ 競輪の車券の払戻金等の所得区分につきましても、最高裁判決の内容を踏まえて適切に判断することとしています。

<p>所得区分①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年に数レースしか購入せず、たまたま馬券の払戻金を得たという典型的な一時所得に該当する場合以外の継続的な馬券購入については、営利目的が推認されるとして、広く雑所得として取り扱うべきである。 ・ 馬券を本人が購入したという証拠が提示できる場合は、雑所得にすべきと考える。 ・ 明確な購入履歴が残っているものは全て経費として計上できるようにすべきと考える。 ・ そもそも外れ当たりのトータルで馬券を購入しているのだから、外れ馬券が経費にならないことがおかしいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の最高裁判決においては、「被告人が馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たるとした原判断は正当である。」と判示しており、本件判決と同様と認められない馬券購入行為の態様や規模等により得られた馬券の払戻金については、雑所得に該当しないと考えます。
<p>所得区分②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得区分については、今回の最高裁では雑所得という判断をしているが、規模でいうと事業規模に該当していることから事業所得でも良いと思われる。 ・ 最高裁判決の事案は、給与所得者の事案であり、給与所得者以外の者については、本判決と同様に解釈をすることはできないことから、「営利を目的とする継続的行為から生ずる所得として雑所得に該当する」を削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税法上、事業所得とは、「農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得」とされており、競馬の馬券の払戻金は、このような事業から生じた所得と認められないことから、事業所得に該当しないと考えます。
<p>区分の基準</p>	<p>(全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正案の「独自」「長期間」「多数回」「頻繁」「多額」などについて、どの程度であるならば「客観的に明らか」になるのかが不明。 ・ 「一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有することが客観的に明らかである場合」の「客観的に明らかである場合」とは具体的にどのようなことを指すか明確でない。 ・ 一時所得と雑所得の区分について、年間の購入回数と購入金額で区分することとしてはどうか。 ・ 「独自の条件設定と計算式に基づいて馬券を網羅的継続的に自動購入する」場合のみを雑所得としているが、馬券等の購入という行為はすべからず利益を得ることを目的としてなされるものであり、その方法論や思考プロセス、購入規模の差異によって税法上の取扱いを異にするのは公平性を欠くのではないか。 ・ ソフトウェアやインターネットを使用しているか否かは課税要件に全く関係のないことである。また「長期間にわたり」「網羅的に」「多数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の最高裁判決においては、「所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」とした上で、「被告人が馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たるとした原判断は正当である。」と判示しています。 ・ 今回の通達改正案は、最高裁判決を踏まえ、競馬の馬券の払戻金に係る所得であっても、営利を目的とする継続的行為から生じたものについて

回かつ頻繁に」「多額の利益を」「恒常的に」といった不明確な要素が多く、これでは納税者が自らの所得区分の判定を行うことが困難である。

(ソフトウェア)

- ・競馬、競輪に関しては全て営利を目的に資金を投じるものであり、ソフトウェアを駆使しようが、競馬新聞で予想しようが同じである。ソフトウェアを駆使した場合のみ営利行為とする本案は不適格である。
- ・雑所得に該当するのは、ソフトウェアを使用していることが前提である文面ととれる。ソフトウェアの使用による買い目の抽出はあくまで一例にすぎないことから、修正すべきである。
- ・ソフトを使用して馬券を大量に購入した結果得られる所得が雑所得で、ソフトを使わずに状況に応じて馬券を購入したり競馬場やWINSで馬券を購入する場合が一時所得になり外れ馬券が経費にならないというのは常識的に考えれば、おかしい。

(機械的)

- ・「インターネットを介して」との文言があるが、インターネットの購入に限定すべきではない。
- ・インターネットを介した購入のみならず窓口での購入についても同様に営利を目的とした継続的行為についての要件も明確にすべき。

(長期間・多数回)

- ・「長期間」とはどの程度の期間を想定しているのか。
- ・「多数回」とはどの程度の回数を想定しているのか。

(網羅的)

- ・個々の馬券的中「確率」には必ず着目するはずで、着目しない網羅的な購入方法などありえないことから修正すべきである。
- ・網羅的に馬券を購入することを突き詰めると全通りの買い目を網羅的に購入することになり、損失が必ず生じる。何をもちて網羅的と定義するのか、定量的な条件を示すべき。
- ・個々の馬券的中に着目しているか、またはいないのかは、程度の差

は、一時所得に該当しないことを明らかにするとともに、本件判決と同様の馬券購入行為の態様や規模等により得られた馬券の払戻金については、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当することを明らかにしたものであり、最高裁判決の内容に沿ったものと考えます。

- ・なお、本件判決と同様の馬券購入行為の態様や規模等と認められるかどうかにつきましては、最高裁判決を踏まえ、その馬券購入行為の態様や規模等を総合考慮して判断することとしています。

	<p>も含めて個人の感性の持ち様にすぎず、明確な判断基準を何らもたらずものではない。</p> <p>(多額の利益)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多額の利益を恒常的に上げと記載があるが、何円以上等かはっきりしない。 ・事業的規模で馬券を購入する者が、(各年の損益にかかわらず) 収益計算を残す習慣をつける(徴税の便宜にもなる)ためにも、恒常的な利益の解釈で一時所得該当性を争う余地を残さないためにも多額利益要件は外すべきである。 	
<p>法令改正</p>	<p>(非課税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営ギャンブルでの高額当選は課税対象で、宝くじの高額当選が課税対象ではない意味が分からない。Jリーグの toto や BIG は何故課税対象ではないのに、JRA 主催の WINS は何故課税対象なのか。現行法の改正を要望する。 ・競馬の賭け金の1割が国庫納付金として納められていると考えると非課税所得としても全然おかしいとは思わない。 ・法改正をし、国庫納付金を11%にし、個々には非課税扱いとしてはどうか。 <p>(源泉徴収)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競馬で税金をとるのであれば源泉徴収をしないと無理である。 ・ネットで買った馬券は把握できても、競馬場で直接買った馬券は把握できないから、不平等感が生まれる。どうしても税金を徴収したいのであれば、JRA から取るのが筋ではないか。 <p>(選択適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・pat 投票の場合、一時所得か雑所得かを自由に選択できるようにすればよいのではないか。 ・一時所得とするか雑所得とするかは、基本的には納税者が選択し、税務署が判断する場合には、税額が少なくなる方にすることとしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正が必要な御意見につきましては、今回の意見公募手続の対象となりません。

	(分離課税) ・株式と同様に特定口座のようなものを設けてその中で源泉徴収及び損益通算をさせるような仕組みを作った上で法案改正を行うべき。	
その他	・改正案どおりで妥当かと思う。是非とも改正案のまま進めていただきたい。	

(参考) 今回の意見公募手続に付した『『所得税基本通達の制定について』(法令解釈通達)の一部改正(案)(競馬の馬券の払戻金に係る所得区分)に対する意見公募手続の実施について』の改正内容に関する御意見のみ掲載しております。

なお、「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。